



岩美町公告第19号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等と認められる次の建築物について、その所有者又は、管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、同法第22条第10項の規定により公告する。

令和8年 4月24日

鳥取県岩美郡岩美町長 長戸清



1 建物の所在地等

	種類	所在地	建物構造	床面積
1	倉庫	鳥取県岩美郡岩美町 大字高山616番地	木造瓦葺平屋建	7.3m <sup>2</sup>

2 特定空家等に対する必要な措置

1の建築物を含む特定空家等の所有者等は、3の措置の期限までに、1の建築物の除去を行うこと。

なお、同日までに当該特定空家等の除去を行わないときは、町長又はその命じたもの若しくは委託した者（以下、「町長等」という。）が当該措置を行う。

尚、町長等により措置が講じられた後、所有者等が確知された場合は、当該措置に要した費用を徴収する。

3 措置の期限

令和8年 5月15日

4 動産等の取扱い

町長等が当該措置を行うときは、建築物の内部及びその敷地に残置されている動産等を撤去処分する。

動産等について権利等を主張しようとする者は、措置の期限までに運び出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう5の問い合わせ先へ通知すること。

5 問い合わせ先

岩美町役場総務課地域防災係

電話 0857-73-1411

FAX 0857-73-1569